

## 地方自治法の一部を改正する法律の概要について (公の施設の管理に関する制度の改正)

1 「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年法律第81号)  
平成15年6月13日公布

### 2 改正の概要

#### (1) 改正の概要

地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定するもの(指定管理者)による管理の代行制度へ転換。

【現行】(地方自治法第244条~第244の4)

#### 管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。

- ・ 地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの。(1/2以上の出資等)
- ・ 公共団体(土地改良区等)
- ・ 公共的団体(農協、生協、自治会等)



【改正後】

#### 指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・ 指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定。
- ・ 指定管理者も、施設使用の許可を行うことができるものとする。

#### (2) 改正の理由(期待されるメリット)

公共施設の管理委託先はこれまで農協などの公的団体や自治体出資の第三セクターなどに限られていたため、民間の経営感覚を取り入れて効率化やサービスの向上を図るべきとの指摘が多かった。今回の法改正により、民間業者も公共施設の管理を行うことが可能となり、公共施設の利用率や収益性の向上、管理コストの縮減につながることを期待される。

なお、改正法では、施設管理を行う民間業者は正当な理由がなければ住民の施設利用を拒むことはできないとして、公共性を担保している。

### (3) 施行期日等

#### 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年9月2日）から施行。

#### 経過措置

この法律の施行の際、現に改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

### 3 今後の対応等

#### (1) 法改正を受けて今後必要となる事務

今回の法改正を受け、施行後3年以内に、管理委託をしているすべての施設について、管理の代行制度へ移行するための条例改正と議会の議決が必要となる。

#### 条例の改正

管理の代行制度を導入するため、個々の条例について次の事項を規定する。

- ・ 指定の手続（申請、選定、事業計画の提出等）
- ・ 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可）
- ・ 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件）

#### 議会の議決

個々の指定管理者を、議会の議決を経て指定する。

#### (2) 今後の対応

民間事業者も施設管理を行うことができるとする法改正の趣旨を踏まえ、新行政改革指針に掲げる「民間との役割分担と連携」を推進するため、公の施設の在り方や管理体制等について総点検・見直しを行う。

## 地方自治法の一部を改正する法律の概要

### 1 公の施設の管理に関する制度の改正

地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、出資法人以外の民間業者を含む地方公共団体が指定する者（「指定管理者」）による管理の代行制度へ転換。

条例の制定（法第 244 の 2 、 関係）

個々の公の施設において指定管理者制度を導入する場合

- ・ 指定の手続（申請、選定、事業計画の提出等）
- ・ 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）
- ・ 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可等）など、必要な事項を条例で規定。

指定の方法（法第 244 の 2 、 関係）

の条例に従い、個々の指定管理者を、議会の議決を経て期間を定め指定

利用料金制

指定管理者は、従来の管理受託者と同様に、利用料金制（公の施設の利用に係る料金を自らの収入として収受する制度）をとることができる。

事業報告書の提出（法第 244 の 2 関係）

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出。

地方公共団体の長による指示、指定の取消、業務の停止命令（法第 244 の 2 関係）

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。

指定管理者が指示に従わない場合等、指定の継続が不適當な場合には、指定を取り消し、または管理業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

指定管理者の行った利用関係の設定に対する不服申立て

処分に該当する個々の利用関係の設定に関する不服申立てについては、地方公共団体の長に対する審査請求として整理。

### 2 施行年月日

平成 15 年 9 月 2 日